

中小企業事業主向け

～悩める経営者のチカラになります!!～

最低  
賃金

# ワン・ストップで無料相談

愛媛県最低賃金総合相談支援センターでは、経営資源が不足しがちな中小企業・小規模事業者の皆様へ、最低賃金の引き上げに向けた環境整備を図ることを目的として、経営管理や労務管理などの専門家による無料相談等のワンストップサービスを提供しています。

電話によるご相談は、月～金曜日（祝祭日、8月14～16日、12月29日～1月3日を除く）、午前9時から午後5時まで受け付けています。

**社会保険労務士が中小企業事業主の次のような悩みについて無料でワン・ストップで、相談対応・専門家派遣いたします。**

## ご相談の一例

### 労務管理に関する相談の例

- (1) 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- (2) 就業規則（賃金規定等）の改正
- (3) 高齢者雇用
- (4) 人材育成
- (5) 労働安全衛生対策
- (6) 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度などのご案内

### 専門家である社会保険労務士の派遣

中小企業事業主の皆様から、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、愛媛県最低賃金総合相談支援センターでは、社会保険労務士が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

電話



無料

# 0120-932-285

メール

# ehime-saichin@ehime-sr.or.jp

来所でのご相談は

愛媛労働局委託事業

愛媛県最低賃金総合相談支援センターへ

#### ■センター場所■

〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会館内

#### ■開設日時■

祝日、お盆、年末年始を除く午前9時から午後5時まで開設

# 業務改善助成金のご案内

～時間給等800円未満の労働者を使用する中小企業事業主の方へ～

労働能率の改善につながる設備・機器の導入や研修等の実施を考えている中小企業事業主の方、事業場で最も低い賃金を時間給等で60円以上引き上げる計画を策定して、実施すると**助成金を受けられる制度**があります。

※事前に計画の承認が必要です！

お問い合わせ・申請は  
愛媛労働局雇用環境・均等室  
(TEL. 089-935-5222) へ

## ◆支給の要件

- ▶ 時間給等800円未満の労働者を使用する中小事業主であること。
- ▶ 事業場内で最も低い時間給等を60円以上引き上げる計画をして、実施すること。(雇入れ後6月を経過していること。)
- ▶ 労働能率の増進に資する設備・機器の導入や労働能率の増進につながる研修等の実施、就業規則の改正などの業務改善を行い、10万円以上の費用を支払うこと。  
・・・など

※愛媛県内の事業場でこれらの計画を策定して、実施することが必要です。

送信先：愛媛県最低賃金総合相談支援センター行き

FAX 089-923-1133

## 無料相談申込書

企業名	(名称) 代表者名
所在地	〒 お電話 ( ) E-mail
<input type="checkbox"/> 相談支援センターにて面談相談をご希望 <input type="checkbox"/> 専門家派遣での相談をご希望	
希望日 月 日 ( ) 時頃	希望日 月 日 ( ) 時頃
相談内容 (具体的に)	
該当項目に ○印をお付 けください。 複数選択可	1. 賃金制度の見直し 2. 労働時間等の改善 3. 就業規則の作成・改定 4. 人材育成 5. 職場環境の改善 6. 労働安全衛生対策の見直し 7. 教育訓練 8. 販路開拓 9. 新規事業展開 10. 技術指導 11. 資金調達 12. マーケティング 13. IT活用による経営強化 14. その他 ( )

※お申込みいただいた企業及び個人情報、相談支援事業に関すること以外には使用いたしません。  
ご相談内容は担当する専門家の人選のために予めお伺いしております。